

○尾道市営墓園・墓地条例

平成17年12月21日

条例第217号

改正 平成26年3月19日条例第15号

平成31年3月20日条例第24号

(趣旨)

第1条 この条例は、尾道市営墓園（以下「墓園」という。）及び尾道市営墓地（以下「墓地」という。）（以下これらを「墓園等」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 墓園等の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(使用の目的)

第3条 墓園等内の墓所（焼骨を埋蔵するため区画された場所をいう。以下同じ。）は、焼骨の埋蔵及びこれに伴う碑石、形象類の建設等墳墓の目的以外に使用することはできない。

(使用者の資格)

第4条 墓所を使用することができる者は、本市に本籍又は住所を有し、現に焼骨を埋蔵しようとする者でなければならない。ただし、次条の使用許可を受けた後に住所若しくは本籍を移動した者又は市長において特別の事由があると認めた者については、この限りでない。

(使用の許可)

第5条 墓所を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、1世帯につき1区画に限るものとする。ただし、市長において特別の事由があると認めた者については、この限りでない。

3 市長は、第1項の許可に際し墓所内の碑石、形象類その他工作物（以下「工作物等」という。）について制限若しくは条件を付し、又は使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対し墓園等の管理上必要な処置を命ずることができる。

4 墓所の位置は、市長が指定するものとする。

(工作物等の設置)

第6条 使用者は、墓所内に工作物等を設置し、又は改造しようとするときは、市長に申請し、その許可を受けなければならない。

(使用料)

第7条 墓所の使用料は、別表第2のとおりとする。

2 前項に規定する使用料は、市長の定める期限までに納付しなければならない。

(管理料)

第8条 墓園内の墓所を使用する者は、清掃その他墓園の管理に要する経費として、別表第3に定める管理料を納付しなければならない。

2 年度の中で使用許可を受けたときの管理料は、月割計算によるものとする。この場合において、管理料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

3 第1項の管理料は、3年度分を前納しなければならない。

4 管理料の納付期限は、前項の規定により納付することとなる3年度分の最初の年度の4月30日（年度の中で使用許可を受けたときは、当該許可を受けた日から30日以内）とする。

(平31条例24・一部改正)

(使用料等の減免)

第9条 市長は、災害その他相当の事由により必要がある場合には、使用料及び管理料（以下「使用料等」という。）を減額又は免除することができる。

(使用料等の不還付)

第10条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、市長において特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(使用権の移転の制限)

第11条 墓所を使用する権利は、使用者の死亡その他の理由により、使用者の相続人、使用者に代わって祭祀を主宰する者その他市長が認める者（以下「祭祀承継人」という。）が承継する場合を除くほか、他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

2 祭祀承継人が墓所を使用する権利を承継しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

(使用者の義務)

第12条 使用者は、常に墓所内を清潔にし、墓園等の美観を保持するよう努めなければならない。

(使用許可の取消し等)

第13条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の条件を変更し、使用の許可を取り消し、又は必要な措置を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、使用許可を受けたことが明らかになったとき。

- (2) 使用許可を受けた後3年を経過しても使用しないとき。ただし、工作物等を設けたときは、この限りでない。
- (3) 使用許可を受けた目的以外に墓所を使用したとき。
- (4) 他人に墓所を譲渡し、又は転貸したとき。
- (5) 3年間管理料を納付しないとき。
- (6) 死亡した日から起算し、3年を経過しても祭祀承継人がいないとき。
- (7) 住所不明となって10年を経過し、かつ、祭祀承継人がいないとき。
- (8) この条例又はこの条例に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定により使用者に損害が生ずることがあっても、市はその賠償の責めを負わない。

3 市長は、墓園等の管理その他事業の執行のため必要と認めたときは、使用者に対し、使用の許可を取り消し、又は変更し、墓所を返還させることができる。

(墓所の返還)

第14条 使用者は、墓所が不用になったとき又は前条第1項第1号から第5号まで及び第8号のいずれかに該当し、使用の許可を取り消されたときは、遅滞なくこれを原状に回復して返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

2 使用者が前項の規定による処置を行わないときは、市長において原状に回復し、その費用は当該使用者から徴収するものとする。

(改葬又は移転)

第15条 市長は、第13条第1項第6号又は第7号に該当し、使用許可を取り消したときは、その墓所に埋葬された死体、遺骨及び地上物件を一定の場所に改葬し、碑石その他の物件を移転することができる。

(無許可使用者の処分)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、直ちにその使用を停止させるとともに、その場所を原状に回復させるものとする。

- (1) 第5条の規定による使用許可を受けないで使用したとき。
- (2) 使用許可を受けた墓所以外の場所を使用したとき。

2 前項の命令に従わないときは、第14条第2項の規定を準用する。

(損害賠償)

第17条 墓園等内の市の設備又は墓所の工作物等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月10日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、尾道市営墓地条例（平成6年条例第10号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為（久保墓地、長江墓地及びふくしむら墓地に係るものに限る。）又は因島市墓園条例（平成3年因島市条例第31号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則（平成26年3月19日条例第15号）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第3の規定は、この条例の施行の日以後にする請求に係る管理料について適用し、同日前にした請求に係る管理料については、なお従前の例による。

付 則（平成31年3月20日条例第24号）

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

名称	位置
因島墓園	尾道市因島重井町字箕ヶ頭
久保墓地	尾道市防地町23番地
長江墓地	尾道市長江三丁目3番地
ふくしむら墓地	尾道市久保町字西土臥

別表第2（第7条関係）

名称	使用料	
尾道市因島墓園	(1) 本市に住所を有する者	墓所1区画につき 352,000円
	(2) 前号以外の者	墓所1区画につき 422,000円
久保墓地	1平方メートル当たり 70,000円	
長江墓地		

ふくしむら墓地

別表第3（第8条関係）

（平26条例15・平31条例24・一部改正）

名称	管理料
因島墓園	墓所1区画につき年額4,400円